

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和七年九月二十二日

経済産業大臣 武藤 容治

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
〇二二七〇三	令和七年九月二十二日	質量計第一類	株式会社クボタ	株式会社クボタ 堺製造所 大阪府堺市堺区石津北町六十四